

○鶴ヶ島市生ごみ処理器キエーロの販売に関する要綱

令和2年3月25日

告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭における生ごみの排出者による自己処理を促進するため、生ごみ処理器キエーロ（以下「キエーロ」という。）の普及を推進し、自宅から排出される生ごみの減量及び資源化による、環境保全意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてキエーロとは、一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の生ごみを、黒土の中のバクテリアにより分解するもので、市が指定する非電動型のものをいう。

(対象者)

第3条 キエーロを購入することができる者（以下「対象者」という。）は、一般家庭における生ごみの自己処理のため、キエーロを使用する者で、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) キエーロを良好な状態で維持管理できること。
- (3) 市税を完納していること。

2 キエーロを購入することができる数は、対象者の属する世帯につき1基を限度とする。ただし、破損、故障等により修理が困難で使用不能となったときは、この限りでない。

(購入の申請)

第4条 キエーロの購入を希望する対象者は、様式第1号の生ごみ処理器キエーロ購入申請書を市長に提出するものとする。

(購入の決定及び引渡し)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、キエーロを購入することが適当と認める場合は、様式第2号の生ごみ処理器キエーロ購入決定通知兼領収書により、速やかに当該申請を行った者に通知し、キエーロの販売を行うものとする。

(種類及び負担金)

第6条 販売するキエーロは、市長の指定した物とする。

2 前条の規定により、キエーロの購入の決定を受けた対象者（以下「購入者」という。）は、1基につき4,000円の購入者負担金を市に支払うものとする。

(責務)

第7条 キエーロの購入者は、次に掲げる責務を有するものとし、当該キエーロを自らが管理できる場所において、適正に維持管理しなければならない。

- (1) キューロを有効活用し、生ごみの継続的な自己処理に努めること。
- (2) キューロに係る廃棄物等については、適正に処分すること。
- (3) キューロの設置、使用状況等について、市が実施する調査等に協力すること。

(返還)

第8条 購入者は、虚偽の申請その他不正な手段によりキューロの引き渡しを受けた場合は、市長の請求に応じ、キューロの実費から購入者負担金を差し引いた額の返還をしなければならない。

(調査)

第9条 市長は、継続的な生ごみの減量及び資源化による焼却量等の削減を推進するため、購入者に対し、キューロの設置、使用状況等について調査することができる。

(販売台帳)

第10条 市長は、キューロの販売状況を明確にするため、様式第3号の生ごみ処理器キューロ販売台帳を整備するものとする。

(免責)

第11条 キューロの使用に起因して生じた事故、損害等については、市は責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

生ごみ処理器キエーロ購入申請書

年 月 日

（宛先） 鶴ヶ島市長

住 所 鶴ヶ島市

氏 名

電話番号

鶴ヶ島市生ごみ処理器キエーロの販売に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請に伴い、私の市税等の納付状況等について調査することに同意します。

記

1 設置場所	庭 ベランダ その他（ ）
2 住宅の状況	戸建て 集合住宅 その他（ ）

様式第2号（第5条関係）

生ごみ処理器キエーロ購入決定通知兼領収書

第 年 月 日 号

様

鶴ヶ島市長 印

年 月 日付けで申請のあった生ごみ処理器キエーロの購入について、下記のとおり決定しましたので、鶴ヶ島市生ごみ処理器キエーロの販売に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

住 所	鶴ヶ島市
氏 名	
負担金額	円

上記金額を領収したので通知します。

注意

購入者は鶴ヶ島市生ごみ処理器キエーロの販売に関する要綱の規定を遵守すること。

